

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 SEP (Vol.76)

## CONTENTS

|                                                 |                              |    |
|-------------------------------------------------|------------------------------|----|
| 海外拠点ニュース                                        | シンガポール支店開設、National Day..... | 2  |
| 株式会社中国銀行                                        | シンガポール支店                     |    |
| 新興国ニュース                                         | 第76回 海外最新ビジネス情報.....         | 6  |
| 株式会社東京コンサルティングファーム                              |                              |    |
| タイ法令の最新情報                                       | タイ人には理解しにくい？会社に対する内部監査 ..... | 9  |
| Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)             |                              |    |
| (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)                       |                              |    |
| 移転価格税制に関する新たなルール〈続き〉                            | ＜マレーシア＞.....                 | 11 |
| Kato Business Advisory                          | (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)    |    |
| Managing Director                               | 日本国公認会計士 加藤 芳之氏              |    |
| ＜円安と給与水準＞                                       | .....                        | 13 |
| 香港マイツビジネスコンサルティング                               |                              |    |
| 駐在員が中国赴任中に退職を迎えた場合の、日中の税務及び中国労務の留意事項に係る解説 ..... |                              | 15 |
| 株式会社マイツ                                         | 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏   |    |

株式会社 中国銀行  
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20  
TEL: 086-234-6539  
香港支店                      cbk\_hkbr@fr-chugin.jp  
シンガポール支店              cbk\_sgrep@fr-chugin.jp  
ニューヨーク駐在員事務所      cbk\_ny@fr-chugin.jp  
上海駐在員事務所              cbk\_sh@fr-chugin.jp  
バンコク駐在員事務所          cbk\_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース

### シンガポール支店開設、National Day

株式会社中国銀行

シンガポール支店

2023年6月1日、私ども中国銀行は「シンガポール支店」を開設しました。海外への支店開設は1994年の香港支店以来29年ぶりとなります。今回の海外拠点ニュースでは、シンガポール支店の概要と、シンガポールにとって特別な日である「National Day」についてご紹介させていただきます。

#### 1. 開設の背景、目的

日系企業の進出が多いアセアン地域においては、1998年にシンガポール駐在員事務所を開設して以来、地元のお客さまの海外進出や現地での事業展開など、海外ビジネスの支援に取り組んでまいりました。

現在シンガポールは東南アジアにおける経済や金融の中心的な役割を担うハブ拠点となっています。また、瀬戸内地域の基幹産業でもある海事産業が集積しており、地元関連企業も多く同国に進出しています。

こうした背景から、お客さまのアセアン地域における海外ビジネスのサポート体制をより一層強化・高度化するとともに、お客さまに海事産業向けのファイナンスを始めとした金融サービスを提供していくことを目的として、お客さまのニーズに幅広く応えることが可能な「支店」へと昇格致しました。

#### 2. シンガポール支店の概要

駐在員事務所時代は事務所長1名と現地採用のローカルスタッフ1名の2名体制でしたが、シンガポール支店は日本からの派遣行員5名、ローカルスタッフ7名の総勢12名で業務を開始しました。

1998年の駐在員事務所開設時以来、「マリーナベイ・サンズ」でおなじみのマリーナ湾を臨むビジネス街「ラッフルズプレイス」に支店オフィスを構えています。支店化にあたり同じオフィスビルの23階から24階に移転。応接室や会議室、金庫室など一般的な営業店の設備に加え、ディーリングルームやサーバールームなどを備えたオフィスとなっており、駐在員事務所時代と比べて面積は2倍以上に広がりました。

シンガポール支店においては、預金、融資、外国為替といった基本的な銀行業務のほか、現地情報の提供、市場調査、進出サポート、弁護士やコンサルタント等の紹介など、お客さまの海外ビジネスに関するコンサルティング機能を担ってまいります。

#### 【所在地】



#### 【建物外観】





### 3. National Day

観光立国シンガポールでは、年間を通して各地で様々なイベントやお祝い行事が催されています。なかでもシンガポール建国の日である8月9日は「National Day」と呼ばれ毎年祝日となり、国を挙げて盛大にお祝いをする特別な日となっています。

皆さん、シンガポールが独立するまでの苦難の経緯をご存じでしょうか。19世紀以降イギリスによる植民地時代から始まり、第2次世界大戦中の日本軍による占領を経て、終戦後には再びイギリスの植民地支配が復活。1963年にマレーシア連邦を結成し植民地支配からは抜け出しましたが、先住民族であるマレー系民族の権利を保証することを優先したマレーシア中央政府と、それに反対し民族に捉われない平等政策を進めようとするシンガポール人民行動党との対立が激化。両者の歩み寄りは見られず、1965年8月9日、遂にマレーシア連邦から追放される形で「独立」をしたのです。自らが望んだ形での「独立」ではなく、いわばマレーシア連邦から切り捨てられた形での「独立」でした。シンガポール国民にとっての「National Day」とは、シンガポールが歩んできたこれまでの歴史を振り返りながら、この先の未来に思いを馳せるとても大切な一日なのです。

苦渋と無念を滲ませながら、新しい国の信念や理想を国民に語りかけた初代首相リー・クアンユー氏（シンガポール建国の父と言われています）による涙ながらの独立宣言は必見ものです（YouTubeでも見るができます）。

#### 【地下鉄構内に貼られたロゴ】



National Dayには毎年テーマが設定されます。今年のテーマは「ONWARD AS ONE（一つになって前へ進む）」。「ONWARD」はシンガポールが未来に向かって前向きにどんな困難にも立ち向かっていく国であることを表し、「AS ONE」は団結の重要性を表しているそうです。

テーマを訴求するためのロゴは、右上（未来）を向いたライオンが描かれ、ライオンの中には建国から58周年を示す「58」の数字、そして民主主義、平和、進歩、正義、平等という国家の理想を5つの星として表しています。

#### 【HDB（Selegie House）に掲げられた国旗】







National Day が近づいてくると、市内のあちこちでシンガポール国旗を目にします。

「様々な民族の友愛と平等」をあらわす上半分の「赤」と、「永久不変の清廉と美德」をあらわす下半分の「白」。この 2 色が国のシンボルカラーとなっています。

シンガポール国民の 8 割が住むと言われている HDB（公営団地）では、各戸のバルコニーや通路に国旗が掲げられています（この国旗は掲げてよい期間が 9 月 30 日までとなっており、期間を過ぎると罰金を科されるあたりがシンガポールらしさの一つです）。

#### 【空軍による国旗を掲げてのフライト】



National Day 当日は、学生たちによる歌やダンスパフォーマンスから始まり、シンガポール軍の戦車や警察、民間防衛隊などによるパレード、空軍による戦闘機の飛行パフォーマンスなどで大変盛り上がります。

#### 【オフィスよりマリーナベイ・サンズを臨む】



National Day のクライマックスはマリーナベイエリア（マリーナベイ・サンズなどシンガポールを代表するランドマークがあるエリア）から打ち上がる海上花火！華やかな照明や音響とともに、色とりどりの花火がシンガポールの空を埋め尽くし、市民や観光客を魅了します。

#### 4. おわりに

建国当初は土地も資源もなくジャングルが点在する大変貧しい国だったシンガポール。

リー・クアンユー氏による強力なリーダーシップのもと、同国の強みである地理的な優位性を最大限に活用しながら、民族間の平等政策、積極的な外資誘致、税優遇措置など、大胆かつ積極的な施策を進めた結果、いまやシンガポールは世界有数の経済都市となるまでに成長しました。

私どもシンガポール支店は船出を切ったばかりですが、支店設立後初めての National Day を迎え、「ONWARD AS ONE」の精神で団結してどんな困難にも立ち向かい、地域のお客さまとともに未来に向かって発展していきたい、と決意を新たにしました。

シンガポール支店の開設により、当行の海外拠点は海外 2 支店（香港、シンガポール）、3 駐在員事務所（ニューヨーク、上海、バンコク）となりました。また、ちゅうぎんグループでは、



2022年10月に持株会社を軸としたグループ経営体制への移行を実施しております。今後も、海外ネットワークの拡充や機能強化を図り、グループ一丸となって、お客さまのニーズに応じたきめ細やかかつ幅広い海外ビジネスの支援に取り組んでまいります。

以上

## シンガポール支店

---

所在地：

16 Collyer Quay, #24-01/02 ,

Singapore 049318

TEL： +65-6536-7757

## 新興国ニュース

## 第76回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はタイ、フィリピン、中国の最新情報をお届けいたします。  
ぜひご一読ください。

## ～タイ～

## ■在宅勤務制度について

今回はリモートワークや在宅勤務制度の企業として導入する場合の要点について定義されましたのでご紹介いたします。

2023年3月19日公布、4月18日施行  
労働者保護法（第8版）

## 【要件】

- 1 労使間での合意（合意書の作成）
  - 2 勤務条件と記載した書面または電子データ又は電子データの整備（合意書に記載可）
  - 3 勤務終了後の会社から従業員への連絡の原則禁止
  - 4 職場で勤務する従業員と同一の雇用条件
- ※3、4に関しては一部雇用条件（手当の形態など）を 変更している企業もあるため、事前のしっかりとした同意が必要となります。

## 【合意書の内容】

- (1) 合意期間（開始時期及び終了時期）
- (2) 通常業務日時、休憩時間、時間外労働
- (3) 時間外労働、休日労働、各種休暇取得に関する規則
- (4) 従業員の業務範囲、雇用主への管理監督権限
- (5) 業務用機器類の調達、必要経費に関する責務

## ～フィリピン～

## ■マニラ首都圏の最低賃金引き上げ

フィリピンの労働雇用省である

DOLE (Department of Labor and Employment) は  
2023年6月29日にNCR (National Capital Region)  
通称、マニラ首都圏での最低賃金引き上げを発表  
しました。

引き上げ額は1日の賃金当たり 40 ペソ（≒100  
円）とされています。

非農業労働者の場合は、以前の 570 ペソから  
610 ペソへ引き上げられました。その他、農業労働  
者および従業員数が15名以下のサービス/小売  
業、従業員数が10名以下の製造業の場合は、以  
前の 533 ペソから 573 ペソへの引き上げとなりま  
した。引き上げ後の賃金適用は、発表日から 15  
日後、または 2023 年 7 月 16 日とされています。

今回で約 7% の賃金引き上げとなりましたが、  
これに伴い、13 カ月給与、有給休暇、SSS 等の社  
会保障機関に関連する賃金の計算についても 7%  
それぞれ増加します。

この最低賃金は雇用者が労働者に対して支払  
う最低額であり、それ以下の賃金を支払った場合、  
罰金対象になると法律で定められています。その  
ため、雇用者は最低賃金の改定にも常に注意を払  
う必要があります。

また、額だけでなく改定の頻度も地域によって  
異なります。

例えば、今回のように首都圏であるメトロマニ  
ラでは、およそ 1 年ごとに新しい賃金法令が発布  
されます。昨年 2022 年については、マニラ首都  
圏を含む 14 の地域で同時に最低賃金引き上げが  
行われ、6 月上旬頃に発表がされていました。

< 参考文献 >

<https://www.dole.gov.ph/news/ncr-wage-board-grants-minimum-wage-increase-for-workers-in-private-establishments/>

(News Release Department of Labor and  
Employment June 29, 2023)

## ■ 海外法人から受領する配当金の免税申請について

フィリピンの内国歳入である BIR (Bureau of Internal Revenue) は、Revenue Memorandum Circular No. 74-2023 で宣誓陳述書 (Sworn Statement/ Sworn Declaration) の提出を定めました。

この書類提出が該当するのは、親会社等の海外法人から現地法人が配当を受ける際に、非課税を適用する企業となります。

Revenue Regulations No. 5-2023 では、この Sworn Statement および Sworn Declaration のテンプレートが発表されました。非課税対象となる申請をするには、配当を受領した会計年度の年次申告の際に現地法人がこのテンプレートに則り記入した書類を添付します。

RR No. 5-2023 のテンプレートには、一つの外国法人から配当を受領した場合のみの内容になっているため、複数の配当元がいる場合は、Annex A および Annex B を参照します。

### < 参考文献 >

[https://www.bir.gov.ph/images/bir\\_files/external\\_communications\\_2/RMCs/2023%20RMCs/RMC%20No.%2074-2023.pdf](https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/external_communications_2/RMCs/2023%20RMCs/RMC%20No.%2074-2023.pdf)

(Revenue Memorandum Circular No. 74-2023)  
[https://www.bir.gov.ph/images/bir\\_files/external\\_communications\\_1/Full%20Text%20RR%202023/RR%20No.%205-2023.pdf](https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/external_communications_1/Full%20Text%20RR%202023/RR%20No.%205-2023.pdf)

(Revenue Regulations No. 5-2023)

～中国～

## ■ 【上海市】2023 年 7 月～ 最低賃金基準の調整

上海市は 2023 年 7 月 1 日から最低賃金基準を調整しました。

月の最低賃金基準は 2,590 元から 2,690 元に調整 (100 元増加) され、時間最低賃金基準は 23 元から 24 元 (1 元増加) に調整されました。また、留意事項は以下のとおりです。

### ■ 上海市の月間最低賃金基準に含まれないもの

1. 社会保険料及び住宅積立金
2. 残業手当
3. 夏季高温手当
4. 中夜勤手当及び有毒有害等の特殊な労働環境下の職場手当及び食事手当
5. 通勤交通費手当
6. 住宅手当
7. 食事手当 (まかない等)

### ■ 時間最低賃金基準

- ・適用対象：非全日制就業の労働者
- ・労働時間：1 日平均 4 時間を超えず、1 週間の労働時間の累計は 24 時間を超えない。
- ・時間最低賃金基準には、個人と企業が納付する社会保険料は含まれていない。

### 参考規定：

- ・上海市人力资源和社会保障局 本市从 7 月 1 日起调整最低工资标准

[https://rsj.sh.gov.cn/tsj\\_17090/20230630/t0035\\_1416640.html](https://rsj.sh.gov.cn/tsj_17090/20230630/t0035_1416640.html)

以上、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。

以上

---

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com



## タイ法令の最新情報

### タイ人には理解しにくい？会社に対する内部監査

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

#### 1 最近よくある話

こんにちは、弁護士の萩野です。最近、たまたま複数のタイ現地法人であるクライアント様から、規則制度の整備やコンプライアンスマニュアルの作成に関するお問い合わせをいただいたことがありました。

そして、実際にお話を聞いていると、このような規則制度の整備やコンプライアンスマニュアルの作成といった事項は、必ずしもタイ現地法人自らのニーズから生じたものではなく、むしろ日本の本社その他のタイ現法の株主あたりから提起された要求であることが多いようです。そして、その日本側が上場企業であればあるほど、要求の度合いが強くなっているようです。それはなぜでしょうか？

#### 2 日本側の要求のワケ

既にお気づきの方も多いかと思いますが、このような要求は、往々にして日本側の監査部門から提起されます。ここでいう監査部門とは、監査役（会）が典型的ですが、会社によっては監査委員会（日本の会社法第 400 条第 2 項）又は監査等委員会（同第 399 条の 2 第 2 項）である場合もあります。

日本の会社法における監査部門はその業務の一環として業務監査が存在し、監査部門の人員は海外子会社に対しても業務監査を行うケースが多く見られます。特に、上場企業の場合には、この点を非常に厳格に行っていると言えるでしょう。

そういうわけで、日本側の監査部門が海外子会社に対して規則制度やコンプライアンスマニュアルの整備状況を確認し、不十分であればその完全化をということが生じるわけですが、海外現法の駐在員としてみれば、「突然降って沸いたような」話に困惑してしまうのも想像に難くありません。

#### 3 タイ人は理解できるのか？

そして、タイ現法の駐在員の頭を更に悩ませることとして、「業務監査の都合で規則制度やコンプライアンスマニュアルを見直したい」ということをタイ人のローカルスタッフに伝えても「？？？」という反応が返ってきかねないことです。

これは、決してタイ人の能力や理解力の問題では全くなく、タイにおける会社（現法であれば、通常は民商事法典に基づく非公開会社ですので、これを前提とします。）における制度にその原因があるように思われます。

すなわち、タイの非公開会社においては、そもそも会社の機関としての監査役に相当する制度が存在せず、監査と言えば会計監査（การสอบบัญชี）であって、会計監査人（ผู้สอบบัญชี）が定期的な選任されるに過ぎません（民商事法典第 1209 条）。

とすれば、「本社の監査部門が業務監査をする」と言ったところで、タイ人としてすぐにイメージできないのは、やむを得ないのではないのでしょうか。

ただ、タイにおいて、業務監査のシステムが全くないわけではなく、5 分の 1 以上の持株比率を有する株主の要求に基づき主務大臣が任命する検査人（ผู้ตรวจ）に基づく業務の検査（ตรวจการงาน）制度は存在します（民商事法典第 1215 条）。ただ、これは、あくまでも大株主の権利の一つとして定められているので、日本における会社の機関による定期的な業務監査とはニュアンスが異なることは明らかです。

#### 4 日本側の「押しつけ」にどう対応する？

業務監査に限った話ではないのですが、日本側は、とにかく日本の制度が当然にタイにも存在するはずだという前提で各種の要求をすることがある一方、タイにはそのような制度がないために対応に苦しむ駐在員の方も少なくありません。こういう場合には、相互に主張を押し付け合うのは決して得策ではなく、日本とタイの制度の違いを正確に把握して適切な着地点を見出すことが望ましいことは言うまでもありません。そういった際には、（できれば両国の制度に明るい）専門家の意見を取ることも一つの対応方法であると思います。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

---

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok  
10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>

## 移転価格税制に関する新たなルール 〈続き〉〈マレーシア〉

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

### 〈ポイント〉

- ・移転価格税制に関する新ルール
- ・より厳格な同時文書化を要求

### 〈移転価格税制に関する新ルール〉

N子：加藤さん。今回は、移転価格の続きですか？

加藤：そうですね。電子インボイス制度にも動きがあるので、できれば移転価格を今日中に終わらせて、次回はインボイスに移りたいですね。どっちみち、ガイドラインが出るまでは、移転価格について述べられる事はそれほど多くないので。。

N子：そうですね。では、宜しくお願い致します。

加藤：はい。2023 賦課年度（3 月決算は 2023/3 終了事業年度、1 2 月決算は 2023/12 終了事業年度を指す）から適用の新ルール、Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2023 [P.U. (A) 165/2023]（移転価格規則 2023）というものですが、まず「移転価格文書作成の完了日の記入（同時性の厳格化）」について触れる必要があります。

N子：はい。

加藤：文書化の完了日の記入を強制する事で、より文書化の同時性を徹底しようというものです。もともと、移転価格文書自体に作成日を入れるという事は強制されておらず、そのため会計事務所によっては、当該年度の確定申告後に作成した場合でも「x x x 年度の移転価格文書」という形で保存するケースもありました。

N子：なるほど。

加藤：作成日の記入を強制する事で、確定申告書提出期限までに、きちんと文書化されているかどうかを明確にする意図です。

N子：はい。

### 〈ベンチマーキングのレンジが狭まる〉

加藤：次に、ベンチマーキングの話です。移転価格というのは、非常に簡単に言うと、RM100 のモノを、親会社が相手だからといって RM80 で売ることは自由に認めませんよという税制ですね？

N子：RM80 で売ったら、利益が 20 減りますもんね。

それが自由にできたら、簡単に利益操作できますからね。

加藤：その通りです。しかし、会社が生きて事業を行う限り、1 年間に膨大な取引を行いますね？これ 1 件 1 件チェックできますか？また、そもそもこの価格は RM100、あれは RM200 と誰が決めるのでしょうか？市場のある商品でない限り、そんなことは無理だと思いませんか？

N子：確かにそうですね。

加藤：そこで実務では、非常にドンブリな計算をするんです。具体的に言うと、例えば当社の営業利益率が 10%、複数の比較対象会社（機能やリスクが類似する会社）の利益率レンジが 8~12%であれば、結果的に移転価格は OK！というような感じです。これをベンチマーキングと言います。

N子：なるほど。

加藤：従来、形式的には 25~75 パーセンタイルがレンジとして認められていたのですが、新ルールでは、そのレンジの幅が狭まって 37.5~62.5 パーセンタイルになりました。ただ従来から、実務的にはほぼ中央値（メディアン）しか認められませんでしたから、仮に本当に 37.5 パーセンタイルまで認めてくれる事になれば、実際は納税者有利になると思います。ただ、新ルールでも、IRB は中央値以上への調整ができるとい



う権限が与えられているので、実務は本当に蓋を開けないと分からないですね。

N子：なるほど。

加藤：最後に新ルールでは、グループ企業情報等、より詳細な情報提供が必要になるとされています。内容はマスターファイルと同様のものですので、親会社がマスターファイルを作成されている規模の会社さんであれば、それを貰えば良いので、大きく追加手続は発生しませんが、親会社が作ってなければ一から作る必要があるので、特に初年度は大変かもしれません。

N子：なるほど。有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369





## ＜円安と給与水準＞

### 香港マイツビジネスコンサルティング

昨年からの急激に進んだ円安は、今年に入って 130 円を超えてから緩やかに高水準をキープしています。現在も 140 円を超えている状態がしばらく続いており、円高に転じる気配が感じられないばかりか、この円安がさらに進む可能性さえあります。せっかく海外旅行が解禁となっても諸外国に比べ日本人があまり海外旅行に出かけなくなった理由の一つが円安です。香港ドルと米ドルは連動していますので当然、香港へ行く日本人観光客も以前ほどには戻ってきていません。

香港に限らず海外旅行から日本人が遠ざかっている要因はもちろん円安以外にもあります。この 3 年半の間に海外旅行をする習慣がなくなった、パスポートの有効期限が切れた、ペットを飼いはじめた、レジャーが国内旅行やキャンプ等にシフトした、海外の新型コロナウイルスの状況に不安がある、なども挙げられます。一時は県を跨ぐことすら躊躇われたコロナ禍の頃から比べれば、日本国内を自由に移動できるだけでも旅の開放感や満足感が得られます。それに日本人の多くは昨今の相次ぐ物価の上昇によって家計が圧迫されており、上がらない賃金と増税によって、コロナ前よりも可処分所得が減っているのも海外旅行から遠ざかっている理由と言えるでしょう。

中国政府は 8 月 10 日、日本への団体旅行を解禁すると正式に発表しました。遡ると新型コロナウイルスが出始めた 2020 年 1 月に団体旅行が禁止となってから約 3 年半ぶりの解禁となります。中国からの訪日観光客がピークを迎えていた 2019 年頃のような活気が戻り、日本経済を刺激することが期待されています。

人民元と円のレートも 2019 年当時が 1 元=15 円ほどだったのに対し、現在は 1 元=20 円前後となっていますので、対人民元も引き続き円安傾向にあります。インバウンドの中心は約 1 億人ともいわれる中国の富裕層で、日本が中国人にとってコロナ後も変わらず人気の旅行先であるのは間違いなく、中には家電やレジャーに留まらず日本の不動産を買い求めるケースも今や珍しくありません。ただ、日本で見かける中国人観光客は決して平均的な中国人ではなく、広い中国では都市部と農村部でも随分と収入格差があることは事実です。また中国経済はデフレ傾向にあり、世界的なインフレとは少し違った動きを見せています。

日本の厚生労働省の審議会は今年度の最低賃金について、全国平均を時給換算で 41 円引き上げ、961 円から 1,002 円とする目安を定めました。物価上昇を踏まえた引き上げ額ですが、これは過去最大の上げ幅であり、1,000 円の大台に乗りました。雇用側の企業は苦しい経営状況の中で人件費を上げなければならなくなり、原料費の値上げに加え人件費の値上げに頭を悩ませることになりそうです。

日本は「失われた 30 年」の間ずっと物価も給与も横ばいでしたが、その間に諸外国は着々と成長を遂げ、物価の上昇と共に賃金の上昇も右肩上がりに伸び続けています。香港の最低賃金は 2023 年の 5 月 1 日より時給 40 香港ドルとなりました。ここ 10 年ほどを振り返りかえてみても、2010 年に 28 香港ドル、2013 年に 30 香港ドル、2015 年に 32.5 香港ドル、2017 年に 34.5 香港ドル、2018 年に 37.5 香港ドル、そして 2023 年に 40 香港ドルとなり賃金の上昇は続いています。香港の新卒の給与も現在は大卒であれば 16K、事務職などは 16~20K、主任など役職がつけば 25K~ が相場となります。

香港で働く日本人も、普段は香港ドルで稼いで香港ドルで消費しますが、日本への一時帰国などで香港ド



ルを円に両替する機会には香港人同様に円安の恩恵を受けやすい存在と言えます。香港現地採用で働く日本人の給与水準は、業種や業界によって、あるいはその人の経歴やスキルによって一概には言えませんが平均的な目安は営業職 20K～30K、事務職 18K～25K、管理職 30K～、専門職 30K～が現在の相場です。これにダブルペイやボーナスがありますし、日本のように給与から天引きされるのは MPF くらいなので手取り額は日本で働くよりも多く受け取れると感じます。ただ香港の場合は毎月の家賃が支出の中心となり、物価も今や日本より高く、年一回の所得税の納税が必要となります。

中国本土は前述した通り地域差があり、最低賃金の水準も地方によって異なります。最低賃金は定期的に見直しされており、大都市の上位 3 エリアは月額で上海市が 2960 元、北京市が 2320 元、広東省が 2300 元となっています。日本に比べると人件費が安いと感じるかもしれませんが、多くの日本企業が中国へ進出し始めた 2005 年あたりが月額 600 元～800 元だった時から思えば、人件費はこの 20 年弱で 4、5 倍にもなっています。日本の製造業は中国に続いてマレーシア、タイ、インドネシア、インド、ベトナム、フィリピンなど人件費の安さが魅力的な国へとシフトして来ました。今や各国の経済成長は目まぐるしく、世界へ出て行った日本の製造業が、中には人件費の安さから日本に戻って来ているケースもあります。人件費が安く、日本人が求めているクオリティを実現し、輸送コストもかからない、為替リスクも負わない、というのは国際社会の中で遅れを取りつつある日本にとって理にかなった選択と言えるかもしれません。

## 香港マイツビジネスコンサルティング

### 会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

### 事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,  
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>

## 駐在員が中国赴任中に退職を迎えた場合の、日中の税務及び中国労務の留意事項に係る解説

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

コロナ禍を経て、中国駐在員の派遣動向にも変化を感じます。これまでは沿海部を中心に、若手・中堅の駐在員を積極的に中国に派遣していた企業においても、新規駐在員よりも駐在経験者を派遣するケースが見受けられます。更に従来であれば、定年退職前に駐在員を帰任させる企業が大半でしたが、昨今、定年退職後も引続き、現地法人の要職に止まる前提でのご質問も増えてきました。

この為、中国赴任期間中に日本本社の定年退職を迎える場合について税務と労務の観点から説明すると共に、60歳以上の外国籍駐在員は、合法的な就業ステータスの取得の難易度が高まる為、併せて解説します。

### 1. 税務の観点：

今回、解説に当たり、以下の事例を設定します。

[A氏事例] 2023年10月31日に満60歳／  
2023年12月末に定年退職予定  
(2021年1月より駐在)  
➤ 退職金：2400万円  
(120万円 <1元=20円にて換算>)  
➤ 勤務期間：38年(日本勤務期間36年 /  
中国勤務期間2年)

上記事例<sup>i</sup>の場合、日本本社の退職金を受領する時点では、日本の非居住者、中国の居住者となり、中国と日本の双方の立場から課税課税の有無を判断することになります。

### (1) 中国の税務

#### ■ 課税対象期間：

まず原則、外国籍駐在員は中国での累計居住期間(年間満183日以上)が6年以内か、同6年超かにより、課税所得の範囲が**中国国内源泉所得のみ**か**全世界所得**かに大別されます(所謂“6年ルール”)<sup>ii</sup>。前者の場合には中国国内源泉所得が対象ですので、**中国での勤務期間分(累計居住期間)に對課税所得を算出**します。

(右記“課税方法”の計算例を参照のこと。)

但し、前回の個人所得税法改正時の移行措置により、累計居住期間の計算では、2018年度以前の居住期間はリセットされ、2019年度から起算して計算すると定められました<sup>iii</sup>。従い、**2024年度までに退職した場合、2018年までの累計居住期間にかかわらず、“中国滞在期間が6年を超えない”との税務上の取扱いに沿って、中国国内源泉所得のみを課税対象**とします。

(もし今後、中国での累計居住期間が6年超となった駐在員が退職金を受領する場合、規定に則れば、全世界所得(すなわち退職金の全額)が課税対象となります<sup>iv</sup>。)

#### ■ 課税方法：

次に、課税方法です。一般的には外国籍人員が受給した退職所得は、中国累計居住期間に對応する一時的な賃金・給与所得として取扱います。従い、**当該課税所得を総合所得に加算**(賞与の全額を加算する場合と同様)としますので、賃金・給与所得の金額水準や退職金及び居住期間により異なりますが、**通常、最高税率45%が適用される可能性が高い**と予想します。事例では、以下の通りに課税所得を算出します。

課税所得＝退職金 1,200,000 元×中国側の勤務期間分（2 年/38 年） $\div$ 63,157.89 元（→当該 63,157.89 元を総合所得に算入し、適用税率と速算控除に基づき、税額を算出する。）

尚、一部地域では**一次性補償収入の経済補償金と同様の扱い**にて**退職所得の納税申告が受理**された例もあります<sup>v</sup>。すなわち、当地の前年度平均給与の 3 倍超の（年間）所得金額に対し個人所得税を免除し、3 倍超の当該金額は総合所得に算入せず、別建にて総合所得税率表に基づき、課税所得を算出しますので、通常、納税額が低減します。

但し、当該方式の可否も含めて、実務的には事前確認の上、くれぐれも慎重な検討と対応を願います。

## （2）日本の税務

日本の税法上、日本の勤務期間に対応する部分については、**非居住者の国内源泉所得として税率 20.42%**にて計算した所得税を納付します。

但し、もし退職時に日本の居住者であれば退職所得控除等の優遇措置が享受できるにもかかわらず、（しかも社命により）海外で退職を迎えた為に、上述の高い税率で課税されるとすれば、大きな不公平感が生じます。この為、**帰国後に退職金の受領に対して、20.42%の課税適用（のまま）にて完了するか、日本の居住者として退職金を受領した場合の計算式を適用するか**の**選択適用が可能な建付け**となっています<sup>vi</sup>。

## 2. 労務の観点

[A 氏事例] 2023 年 10 月 31 日に満 60 歳／  
2023 年 12 月に定年退職予定  
（2021 年 1 月より駐在開始、定年後も現地法人の総経理として勤務予定）  
➢ 居留許可証 / 工作許可証（B 類）の期限：  
2024 年 1 月 20 日

A 氏は現状、有効な居留許可証及び工作許可証（以下“両証”と表記）を取得していますが、両証の有効期限到来後も、引続き、現地法人にて勤務する場合、両証の更新が必要となります。特に 2017 年 4 月に施行された外專発「2017」40 号<sup>vii</sup>に基づく新たな外国人就労許可制度（すなわち、外国籍人員を A 類から C 類の 3 段階に分類管理）の導入を契機に、**多くの地域で 60 歳以上の外国籍人員に対して、就業ビザの取得・工作許可証の更新における難易度が非常に高くなっています**。A 氏の場合も、従来と同様の B 類要件の充足だけでは有効な工作許可証は保持できない可能性が非常に高いと考えられます。この場合、**A 類要件（一例では、当地の前年度平均給与<sup>viii</sup>の 6 倍超の年間収入）を充足した上で、合法的な就業ステータスの維持を図る方法**が考えられます。但し、当該 A 類要件を充足しても更新が認められない可能性には、くれぐれも留意願います。

## 3. 留意事項

中国で定年退職を迎えた場合、上述の通り、日中双方の税務や労務対応に留意すべき事項が散見されます。

特に合法的な就業・中国での居住へのハードルが高まる点に、くれぐれも留意すべきと言えます。この為、当該人員を継続して駐在させることの是非や、交代要員の派遣や現地化の可能性も含め、早めの検討や対応が求められます。

もし定年後も継続勤務させる場合、各当局に対





する実務運用も含めた事前確認と適切な手続き対応が求められます。また昨今、日本側でも退職所得に対する優遇措置の見直し議論も活発化するなど、日中共に、最新動向の注視が必要であり、必要に応じて専門家の活用が望まれます。

- i 本事例では、更に税額は個人負担方式（グロスアップ計算せず）、退職金も一時金としての受領を前提としている。
- ii 但し、個人所得税法实施条例（第4条）では、中国における累計居住日数の判定において、いずれかの年度に一回の出国日数が30日超となる場合には6年ルールがリセットされ、連続年数を新たに計算することとなる。  
原文は右記 URL を参照のこと。URL: [中华人民共和国个人所得税法实施条例 税务 中国政府网 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)
- iii 財政部・税務総局公告「2019」34号を参照のこと。原文は下記 URL の通り。  
URL: [关于在中国境内无住所的个人居住时间判定标准的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)
- iv 但し実務的には、税務当局の承認を取得し中国累計居住期間に対応した中国国内源泉所得のみを課税対象とする例が多いと認識。
- v 詳細は、下記 URL の財税「2018」164号等を参照のこと。  
URL: [《关于个人所得税法修改后有关优惠政策衔接问题的通知》 \(财税〔2018〕164号\) \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)
- vi 上記事例では退職所得控除(=800万円+70万円×(38年-20年))に加え、退職所得額計算時に1/2を乗じる。下記 URL 等を要参照。  
URL: [No.2884 源泉徴収義務者・源泉徴収の税率 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](http://nta.go.jp) / [所得税法 | e-Gov 法令検索](http://e-gov.go.jp) (第171条、第172条2項等)
- vii 原文は右記 URL の通り。URL: [国家外国专家局文件 \(most.gov.cn\)](http://most.gov.cn)
- viii 例として上海市2022年平均賃金給与12,183元/月額など、6倍超は相当に高い水準となっている。  
FYI: [上海社保缴费基数2023年最新\(上限+下限\)- 上海本地宝 \(bendibao.com\)](http://bendibao.com)

#### マイツグループ

日本国内に3拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に10拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323 / 【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: [yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。